

平野力三の戦中・戦後（下）

——農民運動「右派」指導者の軌跡

横関 至

はじめに

- 1 日本大衆党の「清党事件」
- 2 皇道会からの出馬と小作地国有論の提起
- 3 農地制度改革同盟と農地国家管理法案
- 4 翼賛選挙後の議会活動と著書『日本農業政策と農地問題』での提言
(以上, 613号)
- 5 社会党・日本農民組合結成の中心人物 (以下, 本号)
- 6 片山内閣農相就任から農相罷免, 公職追放へ
- 7 公職追放反対裁判から追放解除, 政界復帰
- 8 保全経済会事件以後の平野

おわりに

5 社会党, 日本農民組合結成の中心人物

敗戦直後から, 戦時下議会で共同歩調をとってきた西尾末広, 水谷長三郎, 平野力三は政治活動を開始した⁽¹⁹⁾。西尾は1945年8月15日の「玉音放送」の後に京都の水谷を訪ねて戦後の行動について相談した(前掲『西尾末広の政治覚書』32頁, 34頁)。東京では, 平野が8月16日に事務所を構

(19) 竹前栄治「革新政党と大衆運動」(前掲『日本占領の研究』)は, 1978年時点での平野からのヒアリングに基づいて, 西尾末広, 平野力三, 水谷長三郎が「戦後状況への早い対応を見せた」要因として, 次のことを指摘している。「西尾末広, 平野力三, 水谷長三郎(社民系非推薦議員)の三人は権力の周辺にいて, 反軍・反東条・反翼賛の立場を貫いていたため, 情報へのアクセサビリティが高く, すでに敗戦前から日本の敗戦を必至と知り, ひそかに戦後の無産政党再建について話し合っていたからである」(同上, 259頁)と。しかし, 「権力の周辺にいて」というのは, どのような事柄を指しているのか不明である。また, 平野が当時の主流に批判的であったことは確かであるが, 「反軍・反東条・反翼賛の立場」とまで明確に規定出来るかどうかは今後の検討が必要であろう。さらに, 平野を「社民系」と規定していることには疑問がある。平野は社会大衆党にも社会民衆党にも参加しておらず, 皇道会所属の衆議院議員であり独自の道を探っていた政治家で

え戦後の活動に備えた⁽²⁰⁾。

8月18日には、平野は麻布の石橋邸での芦田均、安藤正純、植原悦二郎、矢野庄太郎ら鳩山一郎派の新党結成準備会の第2回会合に出席した(国会図書館憲政資料室所蔵、安藤正純「新日本自由党結成準備記録」『資料日本現代史3』大月書店、1981年、44頁)。出席者は「植原、芦田、矢野、平野力三、安藤」(同上)であった。進藤栄一編纂『芦田均日記』第1巻(岩波書店、1986年)48頁には、次のように記述されている。「18日に鳩山氏を迎えて相談する筈で、午後1時石橋邸に行つたが、鳩山氏は帰つて来ない。安藤、植原、矢野、平野4氏と談しているところへ岸井君も鳩山氏の伝言を携えて参加した。私は予め書いて置いた新党樹立の趣意書を出して見せた。平野君と矢野君はよく出来ていると言つたが、安藤、植原両氏は黙して答えず」。また、同書210頁の「手帳日記 昭和20年(1945)」も、「安藤、植原、平野、矢野(庄)」と記している。ところで、『芦田均日記』第1巻341頁の注では、この会合に出席した「平野」を平野力三の実兄の「平野増吉」としている。しかし、次の2つの文献から、実兄の「平野増吉」でないことは明らかである。まず、前掲の安藤正純「新日本自由党結成準備記録」に会合出席者の名前として「平野力三」と明記している。『芦田均日記』第1巻の注では、この資料に言及していない。安藤は鳩山の側近の1人であり、鳩山を中心とする新政党結成に敗戦直後から動いていた人物である。なお、安藤正純の日記(国会図書館憲政資料室所蔵)の1945年8月18日の項では、「植原、芦田、平野、矢野君と会合し、新結社組織の相談を為す」と記されている。この日記に書かれた出席者と、前掲の安藤正純「新日本自由党結成準備記録」での第2回会合の出席者とは一致している。このように、安藤正純の記録から判明する第2回会合の出席者は、平野増吉ではなく、平野力三であった。次に、鳩山一郎『鳩山一郎回顧録』(文藝春秋新社、1957年、24頁)には、以下のように記されている。「その時私は政党を作るならいつそ戦前の無産政党的勢力もふくめた進歩的な一大政党を作つたらと考えて一応その手を打つてみたのである。そこで比較的こちらと連絡のあつた平野力三君に話してみると向うの方もよからうということで、私が山を下りて東京に出てきた翌日の23日、午後1時から銀座裏の交詢社で両方の主だった人達が顔合わせをやつてみた。こちらからは私の外に安藤正純、植原悦二郎、大野伴睦、向こう側からは平野力三、西尾末広、水谷長三郎の諸君が相会した。芦田君は前日の大暴風で列車に故障があつて参加出来なかつた」。鳩山が会合の対象にしたのは無産政党の活動をしていた平野や西尾、水谷であった。以上の2点から、1945年8月18日の鳩山一郎派の新党結成準備会の会合に出席していた「平野」とは、実兄の平野増吉ではなく平野力三であったことは明白である。

ある。さらに、竹前氏は、平野の話をもとに、「社会党結成のイニシアティブを取った指導者たちの頭の中には、政権獲得のための多数派工作がまずあり、政策そのものよりもどの選挙区にだれを立候補させるかという選挙対策が優先していたといえよう」(同上、261頁)と推定されている。しかし、これほど明確な政権獲得の見取り図を結党時点から有していたかどうかは、検討の余地があろう。

⁽²⁰⁾ 内田健三「保守三党の成立と変容」(前掲『日本占領の研究』)は、「三人組の1人の平野の証言によると、戦争末期の議会でこの3人や鳩山、芦田らは無所属グループを形作っていたが、旧無産政党出身の三人は常に『戦争が終わったら、社会民主主義政党を作って政権をとろう』と話合っていたという。そこで平野は、終戦の翌日の8月16日朝、東京・新橋駅前の蔵前工業会館の一室を借りて事務所を設け、関西の西尾と水谷に上京するよう促した」(同上、213頁)と記している。

8月21日、水谷が上京し、水谷から平野に連絡して、西尾の宿泊している宿で、3人の話し合いがおこなわれた（江上照彦『西尾末広伝』『西尾末広伝記』刊行委員会発行、1984年、345頁）。8月23日には、鳩山一郎との会合に西尾、水谷と共に出席し、鳩山、植原、大野伴陸、矢野、安藤と会談したが、鳩山派との連立は見送りとなった（『資料日本現代史3』大月書店、1981年、45頁）。その翌日、徳川義親侯爵と藤田勇の発案で、旧無産各派の代表者が目白の徳川邸に集結した。参加者は、「徳川、藤田、加藤、鈴木、アナーキストの吉田一、東方会の宮崎竜介、稲村隆一、日本革新党の山崎常吉、労農派から大内兵衛、荒畑寒村、黒田寿男、岡田宗司、日労系から浅沼稻次郎、三輪寿壯、田原春次、社民系から西尾末広、片山哲、松岡駒吉、米窪満亮、労農党から水谷長三郎、皇道会から平野力三、といった人々であった」（前掲『資料日本現代史3』429頁）。8月27日にある会合で平野、水谷と出会った芦田は、鳩山派との「合同」という方向を選択しないとの意向を聞いている。「午後1時貿易会館に催された集会に出る。自由人懇話会を作ろうとの相談。帰途、平野力三、水谷長三郎君と懇談。此一派は社大党再建の計画中にて吾々と友党関係に立つも合同はなし難しとの意見なり」（前掲『芦田均日記』第1巻、211頁）。

1945年9月2日、蔵前工業会館にて、西尾、水谷、平野と松本治一郎、片山哲が協議し、9月7日には蔵前工業会館の水谷代議士事務所で新党結成準備会が西尾、水谷、平野、河上丈太郎、河野密、杉山元治郎、三宅正一、川俣清音、田原春次の参加により開かれた（前掲『資料日本現代史3』60頁、62頁）。9月22日に蔵前工業会館で開催された新党組織懇談会では、賀川豊彦の挨拶の後に、平野の経過報告があった。「次イデ平野力三ヨリ 臨時議会終了ノ頃ヨリ同志12名ニ依リ新党運動ノ準備ニ着手、本日懇談会ヲ開催スルニ至ツタ経過報告」をした（同上、76頁）。質問に対しては、平野と水谷が答弁した（同上、76頁）。新党の役員選考をおこなったのは、『須永好日記』によれば、松岡駒吉、西尾、河野密、平野、須永であった。1945年10月30日の『須永好日記』は、「蔵前工業会館の党事務所で、松岡駒吉、西尾末広、河野密、平野力三君等と会い、党本部役員を選考をし、本部機構を書記長のもとに部長を常任することを主張する」（同上、376頁）と記している。1945年11月2日に社会党が結成され、平野は常任中央委員・政治部長、中央執行委員・選対部長に就任した。社会党結成大会においては、須永好が「食糧政策に関する件」、平野力三が「農地制度改革に関する件」を報告した（『日本社会党結党大会議事録』日本社会党結党40周年記念出版刊行委員会『資料 日本社会党40年史』1985年、23-29頁）。ここで注目すべきことは、農業政策の基本案について報告したのが農地制度改革同盟の指導者であった平野力三と須永好であったことである⁽²¹⁾。

この時期、平野と須永は農民組合の結成に向けて共同して取り組んだ。1945年9月23日の『須永

(21) 占領軍の農地改革方針と農地制度改革同盟の指導者であった平野や須永好の提起していた案との関連は、今後検討されてしかるべきであろう。平野は、『農地改革闘争の歴史』（日刊農業新聞社、1972年）の「はしがき」において、占領軍が「4人の者に諮問」したが、その顔ぶれは東畑精一、和田博雄、田辺勝正、平野力三であったと記し、「田辺氏とわたくしは農地制度改革同盟が立案していた小作地を国が買い上げその土地を小作人に売却し所有せしむる案で、この土地所有関係を移動せねば封建制打破は出来ないと主張した。そしてこの田辺、平野案が採用され、日本の農地改革の方向は定まったともいえるのである」と記している。ここでは、須永好の名前はあがっていない。しかし、高橋徳次郎「須永さんの思い出」（前掲『須永好日記』445頁）によれば、占領軍からの要請により須永好が提出した案は、発表された改革案と同一内容であったと

好日記』によれば、「朝、寛いで野溝、菊池君と話し、菊池君と別れ、野溝君と2人で新橋に行って平野力三君と会い、1、農民組合を結成すること 2、党結成に当っては戦争賛同協力者等区別するような言動は特に慎み、大同団結を目標に進むことを申合せ午後3時26分で帰る」(同上、372頁)と記されている。さらに、1945年10月29日の『須永好日記』では「午前9時10分発で上京。蔵前工業会館の農民組合結成準備会の世話人会に出席し「平野君と申合せの為、大森ホテルに泊まる」(同上、376頁)と書かれている。戦後の日本農民組合結成の中心は、2つの系統から成っていた(拙稿「戦後農民運動の出発と分裂」法政大学大原社会問題研究所・五十嵐仁編『戦後革新勢力』の源流』大月書店、2007年、参照)。1つは、農地制度改革同盟に最後まで残った人々であり、その代表は平野と須永であった。もう1つは、労農派であり、その代表は、黒田寿男と大西俊夫であった。1946年2月に再建された日本農民組合の会長には須永が、政治部長には平野が選出された。須永は農民出身の最古参の農民運動指導者で日本労農党、社会大衆党の指導的幹部であり、居村強戸村での活動実績から高い評価を各勢力から得ていた人物である。その須永と共同歩調をとっていた平野を攻撃することは、平野批判派にとっても難しいことであった。ところが、同年9月10日須永好が議会での質問の直後に倒れ、翌日死去した。この須永の死去により、状況は一変した。農民組合内部の批判勢力とりわけ新しく台頭してきた共産党からの批判の矢面に、平野は立たされることとなった。

1946年9月17日、第二次農地改革への対応についての座談会が開催された。出席者は和田博雄農相、高倉テル共産党代議士、平野力三社会党代議士、近藤康男東京帝大教授であった(「座談会農地改革と農村民主化の方向」、労働協会編集『労働評論』毎日新聞社発売、1巻5号、1946年11月)。この座談会で、農地改革についての社会党と共産党の評価の違いが鮮明になった。社会党代議士の平野は第二次農地改革を従来の平野の主張に沿うものとして高く評価したが、共産党代議士の高倉は、農地改革を否定的に評価した。まず、平野の議論からみていこう。「大体日本の農民運動といふのは小作料の減額運動から始まったのですが、その後農地制度を根本的に変へて、小作制度をなくするといふ運動に転換して議会ではしばしば『農地国家管理法』といふ名で、小作制度を廃止する案をわれわれはここ数年来議員提出法律案として出してきたのであります。そして終戦後、日本社会党が誕生した時にも、土地綱領として地主を農村から廃止するにはまづ農村の封建性といふものを大きく打破する、かういふ考へをもっていたのです。さういふ角度から見ると第一次第二次と政府が提出してきた農地調整法の改革は、大体われわれの考へている線に沿ってきたものと考へられる」(同上、21頁)。そうした賛意を示した上で、平野は次の2点を批判した(同上)。

記している。「東京へ出る日も多くなり、今日はGHQに呼ばれたので行って来た。日本の農村を民主化するにはどうすれば出来るかとの質問に答えて来た、と話したりした。」(同上)、「3回目位の時と思う。今月は農村民主化と農民の解放に就て項目をあげ、箇条書にして置いて来たと私に詳しく話してくれた。それから3日目昭和20年12月9日マッカーサー指令として有名な“農民解放に関する指令”が発表され、日本政府に指示された、占領軍の至上命令だから須永さんは誰にも云はなかつたと思ふが、新聞に発表されると“とうとう出したな”と云い、その内容が須永さんが書いた原稿そのまま同じであったと記憶して居ります。占領軍も日本農村民主化指導の第一人者として認めて居た様です」(同上)。この須永の「箇条書」や平野の提言がGHQ文書で確認できたならば、農地改革史研究に一石を投じることとなる。

1町歩地主を残したことについては、改革作業を遅らせるものであり、全部を一挙に買い上げるべきだと主張した。次に、2年かけるとしたことに対して、即時実施を主張した。その上で、総合的評価として、「農村の封建性といふものは実に激しかった。不満の点はあるが、とに角この法案が通ればさういふ大地主がなくなるといふことについては、過去の農民運動をふり返つてみて実に愉快にたへない」との見解を示した(同上)。これに対し、共産党代議士の高倉テルは、農地改革を否定的に評価し、農民は土地を買い上げることを望んでいないと主張した。「私どもが関係している農民組織の中では私どもの指導でなしに大体土地は買ひたがらない」(同上, 23頁)、「農民委員会のあるところは農民委員会で買上げたものを共同管理して従来通り耕作人が作るといふことになるのではないでせうか」(同上)と述べた。そして、「実際問題としてはいまのやうに農民が土地に執着をもたないやうな状態にしなければ、日本の農業といふものは発展しないのじゃないか」(同上, 24頁)として、農民の「土地に対する執着」は「共同化、集団化するために邪魔になる」(同上)との主張を展開した。こうした高倉の認識について、平野は異論を唱えた。「しかし実際は農民は土地を買いますよ。耕作権、耕作権といつてもやはり耕作権より所有権をとれば固い。耕作権なんだから実際耕作することはできるといふ、そこまで飛躍した社会主義的な理屈を農民は飛び越えてかかつていない。やはりこの際土地を買ふといふ心理を見のがすわけにはいかないと思ふ」(同上, 23頁)。さらに、平野は次のように共産党を批判した。「その意味における所有欲といふものを、理論的に否定して農業政策を樹てようといふ共産党の農業政策は飛躍しすぎているのじゃないか。現実にはいまの農民を指導して行く立場においてはさうではないと思ふ。やはり農民には土地所有欲といふものが善意の意味においてある、といふ現実から今日の土地改革を進めて行くといふ方向は、共産党の諸君といへども承認せざるを得ないと思ふ」(同上, 24頁)。この議論を通して、農地改革の積極的側面を強調する社会党と農地改革を否定的にとらえる共産党という両党の差が浮き彫りになった。

1947年2月12日に開催された日農第2回大会において、平野は共産党系勢力から集中攻撃を受けた。大会は混乱し、平野は2月15日に日農中央委員会から退場し、後に日農刷新同盟を結成した。

平野は社会党の常任中央委員・政治部長・選対部長として、社会党の第一党実現に向けて采配を振った。社会党の選挙対策責任者としての平野は、1947年2月18日の「座談会 総選挙を前にして」(日本社会党機関誌『社会思潮』第3号, 1947年4月号。出席者は平野, 富吉栄二, 荒畑寒村, 山崎道子, 司会 水谷長三郎)において、社会党が第一党になることを予測していた。平野は総選挙の意義について次のように発言した。「選挙の結果はわが党が必ず第一党にならない。わが党の政策を行えば時局が収拾できる、このことを国民に徹底するのが、私はこの選挙の社会党から見極めて重大な意義であると思う」(同上, 67頁)。そして、選挙結果については、次のような予測を披露した。「そう無暗に景気のよいことを言ったところでしょうがないが、百三十五は確実なんだな。というのは、あの成績から見て乱立のために落ちた所とか、徳島県のように2人とも揃って次点、次々点に来たという所は必ず社会党が2人せり上がるというような点を計算して135は確実です。ところでむろんただこの前の選挙の成績だけから見てせり上がるというだけでないから、更に新しい候補者や選挙戦術を考えれば50名くらいは殖える。まず目標は百七、八十ですね」(同上, 76頁)。

選挙対策部長としての平野の活動の一端を知る上で、平野が前川正一にあてた葉書(前川家寄贈文書所収、法政大学大原社会問題研究所蔵)は注目される。前川は香川県農民運動の指導者で、日本農民組合・労農党の中央幹部であり、特に組織問題の専門家として著名であった人物で、社会大衆党の代議士をつとめ、翼賛選挙で当選し戦後は公職追放となった(拙著『近代農民運動と政党政治』御茶の水書房、1999年、参照)。1946年4月2日付の葉書では、公職追放された松本治一郎の復権を知らせ、「貴殿の復権も近きにありと存候」と励ましている。そして、1946年9月8日付の葉書では「今後の日本農村の行き方」について「御高見を親しく承りたいと思います」と記している。さらに、1946年10月13日付の葉書では四国遊説の予定を通知している。そして、選挙戦最中の1947年4月14日には、「溝渕氏の息子さんの使ひに1万2千円渡しました」、「是非平野市太郎を落とす溝渕君と成田君を出して下さい、田万君も大丈夫でせう」、「選挙後は是非御上京下さい」と書いている。平野市太郎は農民運動指導者で伏石事件関係者であり県会議員をつとめた人物で、戦後は社会党から立候補して当選したが、共産党との共同行動を主張しており、1947年選挙では社会党から立候補していた人物である(前掲拙著、参照)。選挙結果は、平野が応援した社会党新人の成田知巳と溝渕松太郎が当選し、平野市太郎は落選した。

1947年4月25日執行の第23回総選挙の選挙結果は143議席で、平野が目標として掲げた「百七、八十」より少なかったが、予測通りの第一党であった。この選挙結果について、平野は『社会思潮』第4号(1947年5月号)の「巻頭言 国民の期待に答えん」に次のように記した。「中選挙区単記制は、保守政党に有利で、社会党には不利であるというのが、一般に考えられたことであったが、結果は社会党第一党となって現れた」(同上、3頁)、「この際第一党となったが、われわれとしては決してうぬぼれたり有頂天になることを厳に戒めねばならない。なお議会は、自由党・民主党を合わせた保守勢力は依然過半数を制しているのだから、日本の政局は必ずしも安定を得てはいない。勤労大衆は国民の90パーセントを占めながら、なお議会に現れた社会党の議員数は、その3分の1にも満たないことは、今後われわれの一層真剣なる努力を必要とするものである」(同上)と。ところで、前掲「証言記録 片山内閣はこうして倒れた」(『エコノミスト』1977年8月9・16日号)では、「聞き手」の松岡英夫が1947年総選挙での社会党第一党という結果について、平野に対して「それはあなたも含めて、みんなびっくりしちゃって、これはえらいことになった、ということだったんですが、そんな感じでしたか」と聞いたのに対して、平野は次のように答えている。「私は当時、党の選対委員長だった。社会党は当時93人だったが、選挙をやれば第一党になれる自信はあった」(同上、81頁)、「西尾君は大阪にいて、びっくりしたといていたが、私はびっくりしなかった。私のソロバンでは比較多数で第一党になると、ちゃんと胸算用していましたからね」(同上、81-82頁)と。この平野の回想は、上述の「座談会 総選挙を前にして」(日本社会党機関誌『社会思潮』第3号、1947年4月号)における平野の発言と符合している⁽²²⁾。

⁽²²⁾ 1980年に刊行された松岡英夫執筆の前掲『片山内閣』では、西尾の言明のみから評価が下されており、選対委員長であった平野の証言は無視されている。「西尾末広は『旧無産党時代いらい、こんなに大量の当選者を出したことはじめてで、われわれ自身、いまさらのごとく社会情勢の激変に面食らう気持ちであった』といっているが、『面食らった』というのが、社会党の指導陣全体の率直な感想であったろう」(同上、101頁)と。

社会党結党、農民組合再建の中心人物であり選挙対策の責任者であった平野は、社会党第一党実現の立役者となり、社会党内で無視できない地位を得ることとなった。

6 片山内閣農相就任から農相罷免、公職追放へ

1947年6月に社会党を第一党とする連立内閣である片山内閣が成立し、平野は農相に就任した。この入閣は西尾末広の反対を押し切ったものであった。この点について、平野の残した証言テープがある。このテープは、思想問題研究会代表理事山口富永「真実を語る1つのテープ」（前掲『悲運の農相』）で紹介されているもので、前掲『西尾末広の政治覚書』について2つの問題－片山内閣入閣決定の経緯と、西尾、平野、松岡の話し合いの内容－に限定して批判を展開しているものである⁽²³⁾。『西尾末広の政治覚書』が「片山さんは、奉書紙に墨で長文の嘆願書を書いた」（同上、144頁）、「私は、その嘆願書をたずさえて、直ちにその日のうちにGHQ民政局にケージス課長をたずねた」（同上、145頁）と記述していることについて、次のように平野は述べている。

「組閣の前日、しかも夕方になってから総理官邸で、『君の入閣は難しい』という言葉聞いたとき、これは私の一身上極めて重大であると考え、直ちに、白洲次郎氏を訪ね、相談したところ、白洲氏自身で、英文のタイプライターを打ち〈平野を入閣させることが必要である〉というマッカーサー元帥あての手紙をつくってくれました。そして、白洲氏は『貴方自身で片山総理の署名を貰い、自身でGHQに行きなさい』という指示を与えてくれました。私はその通りにして、自身で嘆願書をGHQに持参したのであって、片山さんが奉書の紙に書いたというようなことは全くありません」（前掲『悲運の農相』31－32頁）、「私が入閣できたのは、この白洲次郎氏が書いてくれた英文のマッカーサー元帥宛の手紙のおかげです。すなわちそれは、私がわたし自身のために自ら努力して入閣したということです。率直に言うならば、〈西尾の反対を押し切って〉強引に入閣したという表現がむしろ当ぬのであります」（同上、33頁）。その上で、平野は自己の行動について次のような評価を下していた。「入閣問題というものは正直言って、政治家の喰うか喰われるかの真剣勝負です。この真剣勝負において西尾氏は私を閣員名簿から外そうとしたのです。これに対して私は、何をおいても農林大臣として入閣する、という決心でやったので、じつを言うと、入閣問題という場面だけにおいては、西尾氏に私が勝ったというのが真実であると思います」（同上）。

平野は農相時代についての回想を「農民の向上」（農村文化協会『農業と文化』中部日本版、19号、1951年2月発行）のなかで記している。「私は、農林大臣就任中、こうした日本農政の資本主義的欠陥の根本的改革を期さんとして」次のような政策を掲げた。それは、「1、農地改革精神の徹底」、「2、重要農産物価の生産費主義」、「3、農村税の公平化」、「4、農村金融の社会化」、「5、農業経営の近代化」、「6、農村文化の確立」を内容とする「六大政策」であった（同上、5頁）。しかし、「六大政策の実現を計らんとしたが、素志いまだ、その緒につかないうちに退かねばならなくなり」（同上）と、平野は振り返っている。このうち、「重要農産物価の生産費主義」について

⁽²³⁾ 前掲『片山内閣』315頁に掲載されている平野談話は、西尾、平野、松岡の話し合いの内容について前掲『西尾末広の政治覚書』を批判したもので、このテープとほぼ同一の内容である。

は、別の回想で次のように述べている。公職追放後に書かれた「わが新党を語る」(『実業之日本』53巻24号、1950年12月15日)において、「私の米価論は消費者に対する米価は一定値段を動かさず、農民よりの買上げは生産費主義をとり、その消費者価格と生産者価格の差額は、国家がこれを保障する態度を明確にすべきではないかと思う」(同上、21頁)、「私はかつて、この議論を社会党内においてしたが、私の意見はいれられず、自分はさような意見を述べつつ、かつて農林大臣を失脚したのである」(同上)と。

大臣としての平野の姿を見る上で、社会党議員の矢後嘉蔵の質問への対応が注目される(岩本由輝解題・北山容子編『不敗の農民運動家矢後嘉蔵－生涯と事績』刀水書房、2008年、197-198頁。なお、拙稿「書評『不敗の農民運動家矢後嘉蔵』」『大原社会問題研究所雑誌』608号、2009年6月、参照)。「早場米の奨励金」を提案した矢後に対して「農林委員会やってる社会党の奴もみんな笑うんだ」という状況のなかで、矢後が「富山県は日本一の早場米出せるところだが、8月に1万石だそうとすれば出せる」として「早場米の奨励金」の増額を求めたのに対し、答弁にたった平野農相は、「矢後君の言うとおりで、何とかしますから」と答えた。「平野がね、『矢後君の言うとおりでよ』と言ったよ。あとで」。矢後の意見によれば、「わしゃ昔、米・肥料問屋でしょう。商品というもの、米なんて高くすれば集まるのに、それをね、公定価格を安くしておいて、ヤミがどんどん上がっているのに、奨励金が出せないもんだから、まともに出した者に木綿をやるとか、砂糖をやるとかおかしなこと」、「それを倍くらいにしろと言った」、「さすが、農林大臣の平野は知ってる」というのが、矢後の評価であった。

周知の如く、農相としての平野は農民の要求を背景に米価増額の要求を掲げて、GHQの意向を反映した和田博雄経済安定本部総務長官と対立しており、さらには水害対策をめぐる平野農相の独断で米軍の援助を仰いだことでGHQ内のGSから批判を受け、政局についての言動においてもGSの警戒心を高めており、平野農相の処遇が注目されていた²⁴⁾。そうした最中の1947年10月29日、西尾末広官房長官は記者会見で「火のないところに煙は立たない」と発言し、それが平野追放を示唆したと受けとめられ、翌日の新聞は平野農相追放と一斉に号外を出した。この記者会見での一言について、西尾は「これはまったく私の失言であった」と回想している(前掲『西尾末広の政治覚書』185頁)。しかし、そこに情報操作の意図はなかったのであろうか。この点、元・追放訴訟委員の岩淵辰雄の「座談会 陰謀に利用された追放」(『改造』33巻6号、1952年4月増刊号)での発言は注目に値する。「平野さんの問題は、新聞に出たのをみて委員会が驚いた」(同上、81頁)、「じゃあ10月31日の委員会だったのでしょ。谷村さんが新聞を議題にして、一体これはどこから出て来たのか。委員長はこれを知っているか。知りません。事務局長は……これも知らないという……。」(同上)、「委員会の知らない中に、こういうことが新聞に出る。これはけしからんことだ」(同上)。ともあれ、こうした新聞記事が平野排除の雰囲気作りに手を貸した事は確かであろう。平野農相は首相からの辞任要求を拒否したが、1947年11月4日、片山首相は平野農相を罷免した。

²⁴⁾ この間の経緯については、以下の文献で既に明らかにされている。前掲『占領秘録』(106-119頁)、前掲『西尾末広の政治覚書』(172-191頁)および「証言記録 片山内閣はこうして倒れた」(『エコノミスト』1977年8月9・16日号)での平野の証言、前掲『片山内閣』302-325頁。

農相を罷免された平野に対して、今度は公職追放該当か否かの判定がなされたが、12月26日の中央公職適否審査委員会での判定は、追放該当2票、非該当7票であった⁽²⁵⁾。追放訴願委員の岩淵辰雄によれば、12月26日の中央公職適否審査委員会では、次のような申合せがなされた。すなわち、「委員会が平野氏の資格を非該当と判定した時、これが最終の決定であること、この決定は文書にして公式に報告すべきところに報告する。そしてこれに対する意見は、内閣からもどこからも公文書によって受取る」（『権力に弱い国民』『読売新聞』1948年1月18日、前掲『岩淵辰雄選集』3巻、150頁）。ところが、牧野英一委員長（東大教授）は「片山総理その他閣僚の責任者を訪問して」（同上）おり、「29日以後の委員会において、委員長の態度に、にわかにな重大な変化があったことは、委員の眼にも判然と映ったところであった」（同上）。委員長は審査委員に態度変更を働きかけた。「大河内教授の語るところによると、委員長は、平野氏が該当にならない事情を種々説明され、投票の場合は岩淵氏は難しいが、少なくとも8対1になるようにするから、13日の委員会には是非考慮を加えてほしいといわれたので、私としては全委員がこれを納得したものと信じ行動したわけである」（同上）。委員長の言を信じた大河内一男委員の1票が、12月26日の非該当という判定を覆えず役割をはたす重要な1票となった。1月13日の中央公職適否審査委員会での判定は、追放該当5票、非該当4票という1票差で平野追放という決着となったが、大河内一男委員の「錯覚」による追放該当への1票が事態を決定した⁽²⁶⁾。岩淵はいう。「委員会の裏面で、もしかくの如き詐術が委員長によって行われているとしたなら、その判定は当然無効である」（前掲『岩淵辰雄選集』3巻、150-153頁）と。なお、1956年の回想では、岩淵は当時牧野委員長から次のように言われたと記している。「牧野氏が、総司令部で、ケージスに卓を叩いて、ものをいわれて来てから、私を部屋の隅に呼んで“……何とか考え直してくれないか、ここで総司令部のいい分を通さないと、どんなことになるかわからない……”“……どんなこととは、一体、どんなことですか……”“……それはわからないが、大変なことになると思う……”と言う」、「どうなるかもしれないが、結局われわれが辞めればよいことでしょう。矢張り初めの決定通り、非該当で押せばよいじゃないですか……」しかし、委員長は、われわれが辞めるだけでは済まないでしょうと憂うつになっていた」（『公職追放委員会の真相-GSに翻弄された追放委の内幕-』『文藝春秋』1956年2月、前掲『岩淵辰雄選集』3巻、163頁）。さらには、「ケージスと、ネーピアとが、私を総司令部に呼びつけて、吊し上げたこと」をも記している（同上）。「この吊し上げは、前後4時間に及んだ」（同上、164頁）。1月13日の中央公職適否審査委員会での判定は、こうした占領軍の圧力の下での決定変更であった。

1948年1月27日の衆議院で、佐竹晴記が平野問題に関して質問をおこなった。佐竹は、司法政務次官を辞職し平野と一緒に1月5日に社会党を離党していた（前掲『西尾末広の政治覚書』188-189頁）。佐竹は中央大学卒業後に弁護士として高知県の社会運動に関与し、1936年、1937年には社会大衆党から立候補して当選し、戦後は社会党代議士となった古参の活動家である（前掲『日本社

⁽²⁵⁾ 栗原廣美前掲『平野追放の真相』121-126頁、218頁および前掲住本利男『占領秘録』113-119頁、前掲『片山内閣』319-323頁参照。

⁽²⁶⁾ 前掲栗原廣美『平野追放の真相』121-126頁、218-219頁および前掲住本利男『占領秘録』113-119頁、前掲『片山内閣』319-323頁参照。

会運動人名辞典』および前掲『近代日本社会運動史人物大事典』参照)。この佐竹の質問は、平野追放に関して後年になって問題とされた諸点を網羅しており、核心に迫るものであった。まず、西尾官房長官の記者会見席上での発言について、糺した。「西尾さんは、実にしつかりなさった方でありまして、とても心にもないことを、問い詰められて余儀なくおしゃべりなさるようなお方ではないのであります。(拍手)かえつて、この事実こそ、平野氏の追放問題が、成規の機関にかかる以前に、早くも西尾さんの頭の中で、平野追放、と決定しておったことを物語つて余りあるのであります。(拍手)平野追放決定とは、委員会における決定にあらずして、西尾さんの頭の中で決定しておつたことを物語る以外の何ものでもない(前掲栗原廣美『平野追放の真相』198頁)、「もし、しからずとすれば、一体何がゆえにこの虚偽の放送をしたのか、おのずからその根拠を明白に願わなければなりません(同上)」。さらに、検察権の行使と政治との関わりについて、次のような疑問を呈した。「元来、検察権の行使について政治的圧力を加えるがごときは、厳に慎まなければならぬことはもちろん、検察当局すら起訴、不起訴の決定をすることができない段階にある事件に対して、その上司たる司法大臣並びに総理大臣が、あたかも起訴前夜にあるがごとき口吻を漏らし、一種の威圧を感じざるを得ない情勢下に辞職の勧告をあえてするというがごときは、まことに遺憾事であるといわざるを得ないのであります(同上、202頁)。そして、「その筋」との関わりについて問いただした。「総理大臣並びに司法大臣の言われるところによれば、その筋から何らかの指示があつたごとく承りました。しかし、もしそうだとしたならば、いかなる機関より、いかなる指示があつたのか、それはある機関を代表してなされたものなのか、あるいは一部員が個人的になされたものか。またその指示は、文書によるものであるのか、あるいはまた単なる口頭による示唆に過ぎなかつたものであるか、これを明確にされんことを望みます(同上、204頁)。「その昔、いわゆる 袞竜の袖に隠れて政敵を射たものがあると同様に、今日、その筋の名に隠れて政敵を射るものなしとはしない(同上)として、「今回の件は、はたしていかなる性質のものであつたか、ここに率直にわれわれ国民の前に示されたい(同上)。占領下であつたので明言を避けているが、「その筋」という表現を用いて占領軍との関わり方について糺したのである。次に、片山首相の農相罷免は憲法に規定された手続きである閣議決定を経ておらず、それ故に「この罷免行為は、独裁専横の憲法違反の所為なりと存するのであります(同上、206頁)と、佐竹は政府を追及した。さらに、「追放のわくを拡げてまで平野氏を追放しなければ成らぬ理由が、いずこにあつたのでありましようか」と問い、「政府のごきげんにならば、どんなことでもできるが、一たびごきげんを損なうたならば、法律をかえてでも首を切ろうとする内閣の存在は、大衆の前に受け入れられるでありましようか」と政府を追及した(同上)。そして、平野追放についての中央公職適否審査委員会での判定に「政府がその権力にものをいわせて委員会を抑えたとの嫌疑は、歴然たるものがあるといわざるを得ない(同上)と主張した。その上で、「非該当がどんどんつくと、これをけつてしもうておいて、今度詐術による1票でひつくり返ると、待つてましたとばかりに指示を出してしまう。何の公明がここにありますか(同上、212頁)として、「政府は速やかに、右1月13日の決定を拒否し、再審査を命ずべきであると思うがはたしていかな(同上、213頁)と述べた⁽²⁷⁾。

⁽²⁷⁾ この質問について、前掲『占領政策への闘いと勝利』19頁は「与党議員が、政務次官を辞職し脱党したう

追放解除後の前掲「座談会 陰謀に利用された追放」(『改造』33巻6号, 1952年4月増刊号)において、平野は次のように述べている。「わたしがここで言いたいのは、10月から11月, 12月, 1月まで3ヶ月間私を追放するために、時の権力である西尾官房長官, 片山総理鈴木司法大臣, この3つの権力—この3つの権力が総合してうごいたのです」(同上, 82頁)。西尾自身は、農相罷免・公職追放への関わりについて、否定している(前掲『西尾末広の政治覚書』172頁, 188頁)。しかし、西尾の関与についての興味深い証言がある。それは、「証言記録 片山内閣はこうして倒れた」(『エコノミスト』1977年8月9・16日号)における加藤勘十の証言である。「ところが、どういうわけか知らんが、あれだけ仲のよかった平野と西尾のなかが悪くなった。平野が罷免される2, 3日前、ぼくが遊説から帰って、総理官邸へ行って、帰ろうとしたところ、西尾君が追っかけてきて、『加藤君、実は平野をやろうと思うが、どうだ』というから、『やれ』とひとついた。ぼくらははじめから反対派ですから……。だから、『やれ』『よし、それじゃやる』とまあ、そういう内緒話があるんです」(同上, 89頁)。もしこの加藤勘十の証言が事実であるならば、前述の佐竹質問が言う如く「平野追放決定とは、委員会における決定にあらずして、西尾さんの頭の中で決定しておつたことを物語る以外の何ものでもない」ということになろう。さらには、西尾の腹心であった曾禰益の3つの回想は、政府の関与を認めている。まず、「バーモ逮捕と吉田旋風—GHQとワンマンとの板挟み—」(『文藝春秋』臨時増刊, 1954年7月)において、次のように記している。「政府としては一旦罷免し而も資格審査に附した閣僚が公然と政府に反抗して来た以上、是が非でも資格審査で追放の判決が下らない以上政治的に責任を執らなければならない。つまり平野を追放するか、それとも内閣が総辞職するかの窮地に追い込まれた次第だ」(同上, 185頁)、「難物の牧野英一委員長以下の資格審査委員の御歴々を、嚇したり、すかしたりして平野追放の決定に持ち込まねばならない。漸く正月を過ぎて資格審査委員会が二度目に過半数で追放に決定した時には、甚だ申訳ないがスポーツの競技に勝つた様な喜びを感じたことを告白して置く」(同上)と。次に、回想記『私のメモアール 霞が関から永田町へ』(日刊工業新聞社, 1974年)では、「僕は片山内閣を救うために、平野力三氏を司令部との合作で殺さなければならない首切り役人になってしまったわけだ」(同上, 144頁)と記している。3つめに、1977年の前掲「証言記録 片山内閣はこうして倒れた」(『エコノミスト』1977年8月9・16日号)において曾禰益は次のように証言している。「西尾さんの陰謀なんてウソですよ。陰謀じゃない。平野君が平気で内閣批判なんかする。白洲なんかと語らってやるから、GHQの方が怒っちゃったんですよ」(同上, 94頁)、「とにかく謀略でもなんでもなければ、審査委員会の判決をやり直させるとか、いろいろやりましたよ。もうこれから先は死闘だもんね。謀略で殺されたなんていうのはいいがかりだけれども、こうなったら仕方がない。まあ、最後には、言うことを聞かないんで首を切りましたよ。片山さんが罷免権を発動した」(同上)、「それからあとは法廷闘争に持ちこんだりするんで、殺しちゃったというか、公職追放までいってしまった。こっちもやらざるを得なかったんですね。これは西尾さんに頼まれなくとも、やらなければ片

え、政府に対して問責質問をするということは、日本政治史上異例のことである」と指摘している。前掲『片山内閣』はこの佐竹晴記の質問に言及していない。

⑳ 前掲「証言記録 片山内閣はこうして倒れた」(『エコノミスト』1977年8月9・16日号)において、聞き

山内閣がつぶれるから仕方がなかったんですよ」(同上, 95頁)と⁽²⁸⁾。ところで、江上照彦『西尾末広伝』(『西尾末広伝』刊行委員会, 1984年)は、追放について「平野は各方面の力関係の観測を誤ったということになるろうか。まことにひとの言うように、『平野問題は愚かな喜劇』に違いなかった」(同上, 421頁)と記しているが、追放決定過程が異常なものであったことには言及されていない。

このように、与党第一党の実力者であった平野力三は、占領軍と政府内部の反対勢力からの集中攻撃により、閣僚を罷免され公職追放処分となった。その罷免と追放は、極めて異例な手続きによって強行されたものであった。

7 公職追放反対裁判から追放解除, 政界復帰

1948年1月26日、平野は東京地裁に公職追放に関わる行政処分の効力の執行停止を求めた(前掲『占領政策への闘いと勝利』20頁)。2月2日、東京地裁新村裁判長は平野の申請を認めた(同上)。ところが、片山内閣は2月4日の臨時閣議で東京地裁の決定について、行政権への侵害との声明を発表した(同上)。同日、ホイットニー民政局長は最高裁長官あての「メモランダム」を発表し、公職追放指令に関しては「日本の裁判所は裁判権を有していない」との見解を表明した(前掲『占領政策への闘いと勝利』21-22頁)。2月5日になって、最高裁長官は談話を発表し、東京地裁の決定を無効とした(同上)。そこでは、占領軍司令部よりの指摘にもとづく処置である旨、記載されていた。(同上, 21頁)。同日、東京地裁は「連合国最高司令官の指令により、つぎの通り決定する」として、「当裁判所が本件につき昭和23年2月2日にした決定はこれを取消し、本件仮処分申請はこれを却下する」との決定を下した(新村義広「平野追放停止仮処分事件の概要」、『法曹時報』1巻1号, 42頁)。こうして、東京地裁での決定は占領軍命令に基づく最高裁の指示により変更を余儀なくされた。

「末弘厳太郎責任編輯」の『法律時報』は中央公職適否審査委員会委員長の牧野英一を主要な論者の一人としており、美濃部達吉、末弘厳太郎、団藤重光、佐藤功などの錚々たる法学者が論陣を張っていた雑誌であった。その『法律時報』20巻4号(1948年4月号)の「巻頭言」は、「平野事件を

手の松岡英夫氏の質問に対して、曾禰は次のように答えている。「曾禰さんがケーディスに手紙を出して『平野を追放してくれ(裁判の判決を抑えて)』と頼んだそうですね」、「曾禰 そんなことは、絶対ない」松岡 いや平野氏はアメリカに保管してある公文書のなかからみつめてきたといっていましたよ」、「曾禰 本当? (笑)。手紙を使って追放したとは思わないがな。」(同上, 97頁)。なお、平野からの依頼でGHQ文書の解説にあたった人物は、内田樹氏である。ブログ「内田樹の研究室」2006年1月6日付(「内田樹の研究室過去日記一覧」http://blog.tatsuru.com/archives/2006_01.php 2009年9月25日確認)は「GHQと小番頭はん」と題されており、平野の「姻戚」であるので解説を依頼されたことが記されている。そして、平野が請求して取り寄せたGHQ文書の内容については、以下のように書かれている。「西尾末広、曾禰益からGHQに提出された平野の戦中の天皇主義的言動を密告する資料を発見して、公職追放の直接の原因はこの密告であるというレポートをまとめた。平野力三氏は、そのあと、この資料に基づいて当時のジミー・カーターアメリカ大統領に『名誉回復』と『2億円の賠償請求』の訴訟を起こした。賠償請求は却下されたが、大統領から『遺憾のメッセージ』だけが届いたそうである」と記されている。GHQ文書の検討は今後の重要課題である。

めぐつて起つた色々の出来事位近頃不明朗なものはない」として、3点指摘している。「第1に、われわれの奇怪に思うことは、委員会内部の事情が最後の決定の前に屢々世間に伝えられたことである」、「第2に、この事件に関してわれわれの最も遺憾に思うことは、委員会の最後の決定の後になつて、委員の1人が自己の票決をするに至つた心理的動機を外部に漏らしたことである」、「最後に、裁判所が仮処分によつて委員会の決定に基づく政府の該当処分を停止しようと企てたに至つては、この常識をさえ疑わざるを得ない程奇怪な事柄だとわれわれは思う」と。とくに、最後の点については、次のようにも書いている。「多少共常識のあるものであれば、適格審査制度の性質上政府の該当処分が裁判所の仮処分によつて停止せらるべきものでないことは解り切つたことである。殊に、処分に対して異議あらば別に訴願の道が開かれているのであるから、被処分者としてはこの道をとるべきが当然の理であつて、それを裁判所の仮処分によつて暫定的に解決しようとしたところに抑もの間違がある」と。このように、この「巻頭言」は、平野追放そのものの妥当性には何等ふれておらず、牧野英一委員長の言動に疑義をはさまず、占領軍の日本の司法に対する圧迫についても言及していない。さらに、仮処分を要求したこと自体を「常識」に外れた行為とみなした。

公職追放中の石橋湛山は、1948年5月26日の日記に平野力三の実兄である平野増吉から平野追放をめぐる動きを聞いて、次のように記している。「平野氏より最近の訴願委員会の経過及び平野力三氏訴訟の件を聞く。奇々怪々なり」（石橋湛一、伊藤隆編『石橋湛山日記』上、みすず書房、2001年、271頁）と。

6月14日、ホイットニー民政局長より最高裁判所長官に対して裁判進行に関する指令が発せられた（前掲平野「GHQのイエス・マンたち」、『文藝春秋』臨時増刊、1954年7月、195頁）。裁判の過程で、健康を害しているので医師の診断を受け平野は2ヶ月の静養を申し出て、2回出廷を拒否したが、東京地方検察庁検事の「拘引状によって私は法廷に拘引された」（同上、196頁）。抗議した平野に対して、「出射検事は『憤慨なさるのとはごもっとも。しかし、この拘引状は司令部民政局長ケージス大佐の命令によって出したものであるから、承伏願いたい。もし、どうしても不服と言われるのなら、直接ケージス大佐に諒解を求めて下さい』と答えた」（同上）。医師立ち会いのもとで裁判が行われたが、平野は尋問に答えなかった。同じ事が何度かくりかえされた後、7月30日に、平野の弁護人と東京地方裁判所長官、裁判所長、判事、検事の合同会議がひらかれ、検事と裁判所長が「『司令部ケージス大佐より前後4回にわたり、速に平野裁判を行へと命令されているのであるから、弁護団においても司令部の意見を諒として裁判進行に協力を願いたい』と申し出た」（同上）。平野の病気は仮病ではなかった。1948年の追放裁判の第1回公判時の検察官であった馬屋原成男氏の回想によれば、平野は第1回公判時には「拘禁性うつ症」であったという（「平野力三先生の追放裁判」、前掲『悲運の農相』61頁）。

田中二郎「平野問題と裁判権」（東京大学法学部内日本管理法令研究会編『日本管理法令研究』22号、1948年8月、復刻『日本管理法令研究』8巻、大空社、1992年）は、「本件によって、連合国の日本管理政策に基づく行政処分については少なくとも、通常裁判所は裁判権を有しないことが明らかになったこと、及び本件を契機として行政事件に関する司法的コントロールに重大な転換が

②9 平野問題についての論文は、後に田中二郎『司法権の限界』（有斐閣、1976年）に収録されている。さらに

齎られる傾向を生ずるに至ったことは、注目に値する」(同上, 80頁)と述べている⁽²⁹⁾。

1948年12月25日には禁錮10ヶ月の判決が出されたが、平野は直ちに控訴して1949年1月13日から高等裁判所での裁判が開かれ、1950年5月まで百回近くの法廷が開かれた(前掲平野「GHQのイエス・マンたち」、『文藝春秋』臨時増刊, 1954年7月, 197頁)。この裁判の最中、平野は「ホイットニー民政局長をアメリカの最高裁判所に、日本人の基本的人権を蹂躪する者として提訴しようと企てた」(同上)。

1949年3月に、東京地裁裁判長として仮処分決定を下した新村義広が前掲「平野追放停止仮処分事件の概要」(『法曹時報』1巻1号, 1949年3月)を発表した(前掲『占領政策への闘いと勝利』19頁, 29頁参照)。この新村論文は、占領下における裁判のあり方について、自己の担当した具体的な事例から論じた貴重な文献である。新村は、平野追放停止仮処分をめぐる裁判に関わる法律上の問題について、次の諸点を提起した。まず、「第1に問題となるのは、公職追放という行政処分についてわが裁判所が裁判権を持っているか、という点である」と指摘し、「公職追放の行政処分に関する限り、裁判権の有無については、前記の如く、ホイットニー政治部長が解釈を示し、解決を与えた」(『法曹時報』1巻1号, 43頁)。「つぎに問題となるのは、違法行政処分の執行を仮処分で停止することは許されるか、という点である」(同上)。「第3に、違法行政処分に対する救済として訴願が認められている場合に、裁判所へ出訴するのは訴願を経た上でなければならないのかどうか、訴願を経た上でなければならないとしても、執行停止の仮の地位を定める仮処分に限つては、訴願を経ないままでもできるのではないか、という問題がある」(同上, 44頁)。「第4は、大河内委員の1票は錯誤にもとづくもので、結局瑕疵あるものである、この1票が決議を左右する重大な結果をもたらしたから、一票の瑕疵は決議全体に対する重大な瑕疵を生ぜしめた、この瑕疵ある審査の結果をそのまま採用して行つた覚書該当の指定は、違法な行政処分として取消をまぬがれない、とする前記決定の判断は正当であるかどうか、という問題がある」(同上, 44-45頁)。「第5に、審理の手続きとして、口頭弁論を開くべきであつたかどうか、という問題がある」(同上, 45頁)。「最後に、覚書に該当する事実がないということも、覚書該当指定という行政処分を取り消す事由になるか、という問題がある」(同上)と。こうした法律上の問題の所在を明らかにした上で、新村は「雑感」という項目を設けて、裁判についての自己の信念を吐露している。まず、政府声明と司法権の独立との関わりについて次のように述べている。「司法権の独立は、民主主義の絶対の要請であつて、これによつてはじめて、国民は、その自由を擁護し、幸福を保持することができるのである。司法権の独立は、すべての国民が不断の努力によつて、これをまもらなければならないのである。政府声明に対しては、この見地から深くいかなの意を表わさざるをえないのである」(同上, 47頁)。そして、連合軍と裁判との関わりについて、3点指摘している。第1に、「この事件の処理に当つては、裁判権の有無について予め総司令部官憲の解釈をきいてみるのがよかつたのではないか、という人がある。わたくしは、かような態度には反対である。如何なる法令であれ、裁判官は、その信念と責任において、自ら判断をくだすべきである。これは裁判官の根本的性格から出

は、田中二郎・佐藤功・野村二郎編著『戦後政治裁判史録 2』(第一法規出版, 1980年)に「平野事件」が執筆している。この点、前掲、高地茂世他『戦後の司法制度改革』183-184頁の注85, 88参照。

てくることであると信じる」(同上)。第2に、「間接統治とでもいうべき方式が採用」されている日本占領の現状においては、「日本国民は、自らの努力訓練によって、自主的に優れた国民に成長することができるのである」(同上、48頁)が、「わがくに行政部が、この付託にそむき、自治能力を失つていくかにみえる現象は、日々、新聞紙上にあらわれている」とみなし、「裁判所については、かようなことがあつてはならない」(同上)と説いた。第3に、「裁判官は連合国の日本管理政策に忠実に従わなければならない。しかし、日本管理政策が如何にあるかは、数々の指令、覚書等によつて公式に示されているのである。どうすることが日本管理政策にそうものであるかは、右公式に示されたところを検討して裁判官が、自らの責任において、自主的に判断しなければならないのである。連合国に属する人の指示を仰がなければ裁判をすることができないようでは、やがてこん龍の袖にかくれる態度に落ちいることになるのである。かくては、日本国民は、永久に、自ら考えて自ら行うということのできぬ国民になりさがつてしまうであろう。これほどおそるべきことがあるであろうか」(同上)。

平野の裁判闘争について、元・追放訴願委員の岩淵辰雄は「座談会 陰謀に利用された追放」(『改造』33巻6号、1952年4月増刊号)において、次のように発言した。「河野一郎、あれなんかも、わけのわからないデマを飛ばされて、辞めたらよかろうというので辞めたところ、今度はあいつは証拠があるから辞めたんだ。そういうことでいかれたら、恐らく今日の平野さんはなかったと思いますよ。結果は同じであっても、戦つたところに平野さんの生きる途があったような気がするね」(同上、82-83頁)。この座談会に出席していた平野は、この発言を受けて自己の信念を吐露した。「わたしは不正に屈することは出来ません。私はこういう時に安価な妥協をするのが日本の政治家の致命的欠陥だと思つているのです」(同上、83頁)、「君は大臣を辞めたら追放を逃れることができるぞ。何を言うか、馬鹿なことをいうな。そこで立上がつて闘うこれは正当です」(同上)と⁽³⁰⁾。この平野裁判について、曾禰益は1977年に次のような証言をしている。「だけど道義的にはともかく、内閣を救うために、あらゆることをやりましたよ。平野氏の裁判だって、やり直しさせたんですよ。それでなけりゃ困っちゃうから。それで裁判をひっくり返して、ついにとどめを刺した。総司令部が介入してきた以上、総司令部の権威でやってもらうほかないんですよ」(曾禰益「平野独走」に怒ったGHQ, 前掲『エコノミスト』1977年8月9・16日合併号、97頁)。

平野の公職追放が解除されたのは、1950年10月13日であった⁽³¹⁾。これより先、1950年5月に東京高裁で無罪判決が出され、12月には最高裁で無罪となった(前掲『占領政策への闘いと勝利』23頁、28頁)。平野曰く、「私は昭和23年1月13日より25年10月13日まで約3年間の追放生活中、追放令違反の裁判を継続し、裁判闘争3年間を経て、今回無罪を確認した」(「新党樹立の構想」『経済新誌』

(30) 前掲『片山内閣』は、平野の裁判闘争について、「平野力三はよく戦つた。その労は全くのムダであったが、ここまで遣れば十分であろう」(前掲『片山内閣』325頁)と記している。しかし、平野裁判の意義については、ふれていない。

(31) 戸松慶議「師友録(7) 平野力三先生と私」(『総合文化』2巻7号、1956年)は、平野の公職追放解除について次のように記している。「この事件は平野のような愛国心の強い、民族的レジスタンス精神を貫く者を内閣におくことは、日本弱体化占領政策の防碍であると考え、その考え方に便乗した共産主義等の陰謀であり、社会党の幹部はこの内部分裂工作にのせられ、踊つたものとみることができる」(同上、75頁)。

6巻1号, 1951年2月1日号, 9頁)。

公職追放解除となった平野は、「時局閑談 解除以後の『愛国心』(『改造』31巻12号, 1950年12月号)において、公職追放について次のように回想している。「私は正直に言えば追放になったということが諦められない。これは率直な告白だ。私は『生き埋め』になったという心境で暮らしたわけです」(同上, 49頁)と。また、「司法権が行政権力から独立するということが、人権を尊重する上でいかに大切なものであるかを私は身を以て経験した」(同上, 51頁)、「ページは厳粛なものであって、政争の具にすべからず、政争の具にすることはもつとも悪いことです」(同上, 52-53頁)とも述べている。他の雑誌においても、「それから3年の間『生き埋』である」(『農民の向上』(農村文化協会『農業と文化』中部日本版, 19号, 1951年2月発行, 5頁)とか、「今回3年間の忍苦の生活より脱却し」(『新党樹立の構想』『経済新誌』6巻1号, 1951年2月1日号, 9頁)と記している⁽³²⁾。

追放解除となった平野は、新党結成に向けて動き出した。「わが新党を語る」(『実業之日本』53巻24号, 1950年12月15日)では、「社会党には入党せず、新党を創立することの思いを定めた」(20頁)ことをあきらかにし、内部から社会党を変えるという方針をとらないことを表明した。「私は追放前に所属した社会革新党に党籍があるのであるから、社会革新党の同志諸君と相談の結果、この社会革新党を解消し、新党樹立の申合せをしたのである」(同上)。そして、米価問題を政策の最重点項目とした。「国民生活上重要問題の1つとして、米価問題がある。現在の自由党、民主党、社会党の米価問題に対する態度は、すべて一貫性がない。」(同上, 21頁)、「私の米価論は消費者に対する米価は一定値段を動かさず、農民よりの買上げは生産費主義をとり、その消費者価格と生産者価格の差額は、国家がこれを保障する態度を明確にすべきではないかと思う」(同上)、「私はかつて、この議論を社会党内においてしたが、私の意見はいれられず、自分はさような意見を述べつつ、かつて農林大臣を失脚したのである。しかし、3年経つた今日考えてみても、依然として、米価は生産費主義、消費者価格は据えおき、差額は国家負担という政策こそ、今日の日本食糧問題解決の要諦ではなからうか」(同上)。次に、「自分の最も関心を持つ現下の農村問題と農民運動の前途について一言述べよう」(同上)として、次の点を指摘した。「日本の農民運動上一番大きな課題は何であるかといえば、農村より共産主義を完全に排除することである。農民運動から、共産主義者を完全にシャットアウトすることが、現下日本の農民運動に課せられたる重要使命である」(同上)、「農地改革が一応行われ、農民全体が自作農となり、小作地は全農地の1割にも及ばざる現況であるとき、農村に依然として階級闘争を持ち込み、階級理念のマルクス主義で日本農村を律することは実情に即しない」(同上)、「現下日本の農村は、デンマークの農村が自作農の上に新しい合理的経営形態を採用した、その域にまで進むべき時期である」(同上)。かくして、「私は全農の再

⁽³²⁾ 「平野力三氏に反共、農村運動の体験を聞く」(『総合文化』2巻7号, 1956年)では、自己の追放解除について平野は次のように述べている。「私自身も社会党内部およびGHQ内部のこれら分子によって追放が計画され、マッカーサーと対決する場面に至ったが、米本国大統領に交渉する段階に至って、GHQが折れて解除となりました」(同上, 67頁)。ただし、ここには、「マッカーサーと対決する場面」や「米本国大統領に交渉する段階」等、事実を確認しなければいけない事柄が幾つか含まれている。

建と新党の樹立、この2つを車の両輪のごとく回転して、この上に広く祖国再建のために自分の力を尽して行きたい」(同上、21頁)との決意が表明された。「新党結成を叫ぶ」(『時事週報』22号、1951年1月10日)でも、「全農の再建と新党の必要」を説いた。「この人口の増加と、食糧の問題は、日本政治の根本に横たわる日本の運命を支配する根本的問題である」(同上、6頁)、「平和的な人口政策を堅持し日本農村を平和基礎確立の基幹とする農政は先づ農地制度改革を断行し自作農の上に生産性高き立体的多角的農業形態を編成し日本農業の特質をよく見極めた上にデンマーク式有畜農業を採用しなくてはならぬ」(同上)、「私は今人を責むる腹はない。直ちに立つて日本農政の立直しに邁進せねばならぬ。私が全農の再建と新党の必要を絶叫する理由はここにある」(同上)。さらに、「新党樹立の構想」(『経済新誌』6巻1号、1951年2月1日号)では、「国防軍」と「憲法改正」についての基本的立場として、以下のような提言をおこなった。「日本が自主権を回復し得れば当然自衛上の国防軍は絶対必要である。然しながら若しそれ筋路の通らない単なる一時凌ぎの再軍備の如きは、徒らに国際間の誤解と国民の負担を増大するのみである」(同上、10頁)、「我等が当面する国家の大本は先ず日本国民の意志による憲法の改正を断行せねばならぬ。この国民的輿論を正しく政治上に反映せずして再軍備を唱えても或いは砂上樓閣の怖れなきを得ないのである」(同上)、その上で、新党の進路についての6項目の主張を掲げた。そのなかの主な項目は、次の3点である。1つは、「新党は日本自主権の確立と国民生活の安定を最大眼目とする」、2つめは「新党は新しき民族主義と国際正義を高唱し、暴力的な侵略に対しては断固として闘争する」、3つめは「新党は社会民主主義に依る議会政党であるから、中央地方の議会に議員を送り議会活動に重点を置くも勿論なれども、院外の組織動員活動をも積極的に行う」(同上)。

1951年2月10日、社会民主党が結成され、平野は委員長に就任した。1951年7月には、農民協同党の一部と社会民主党が合流し、協同党が結成された。1952年10月1日執行の第25回総選挙では、協同党より立候補し、当選した。しかし、協同党はそれまでの5議席から2議席に減少した。10月13日に協同党は解党し、右派社会党に合流した。平野は「社会党復帰の弁」(『国会』6巻1号、1953年1月3日発行)において、総選挙で「何故に斯程までの惨敗を喫したのか」(同上、36頁)、その「敗因の究明」(同上)をおこない、4点指摘している。1つは、国民が「政局の安定を希求」しており「二大政党対立の政治形態実現の兆しが、明白に表現された」ことであり、2つめは協同党という党名のために「中間政党」とみなされており、「大衆は最早中間政党に対しては全く無関心で、その存立の必要をみとめていないのである」、3つめは「総選挙が協同党を結成して僅か1ヶ月余の後に施行された為、闘争の態勢が殆んど整つていなかったことである」(同上、36頁)。そして、「敗戦の決定的原因」(同上、37頁)としてあげられたのが、第4点であった。すなわち、「社会党の育成強化ということが、今日もはや国民的要請となっている」(同上、36頁)という「風潮下にあつてわれわれをみる国民の眼は、社会党から分離した謂わば国民的要請に背反する政党とみていたことである」(同上、37頁)。「『早く社会党と合同せよ』の声は随所で何回となく聞かされてきたのである」(同上)。こうした敗因分析の結果、「同志諸君に諮つて協同党を發展的に解消し、従来からの行きがかりを潔く一擲して日本社会党に入党することを決定したのである」(同上、37頁)。1953年1月18-20日の11回右社大会で、平野は中央執行委員に復活した(「歴代中央本部役員名簿」、日本社会党結党40周年記念出版刊行委員会編『資料 日本社会党40年史』日本社会党中央

本部, 1985年, 1517頁)。1953年4月の第26回総選挙で当選し, 1954年1月の12回右社大会で顧問に選出された(前掲『資料 日本社会党40年史』1519頁)。

このように, 公職追放反対裁判をおこなって占領軍と対決した平野は, 追放解除の後には政界復帰した。平野は社会党への復帰ではなく, 新党樹立という方向を選択したが小政党に終わり, 社会党に合流せざるを得ない状態になってしまった。

8 保全経済会事件以後の平野

保全経済会事件とは, 「戦後の混乱期に一般大衆投資家の零細資金を元手に『投資信託組織』の確立を企て失敗した金融事件」(「保全経済会事件」, 田中二郎・佐藤功・野村二郎篇『戦後政治裁判史録』第2巻, 第一法規出版, 1980年, 339頁)であった。伊藤斗福の設立した保全経済会という「利殖金融組織」は, 東西両本願寺と結びついて資金を集め「同会の出資者は東北地方の農民を中心に爆発的に伸び」, 最盛時には「約15万人に達した」(同上, 339頁, 341-342頁)。1948年に設立され, 1953年10月に休業したが, この間集めたお金は「約45億円にものぼった」(同上, 339頁)。保全経済会幹部は法案成立のために, 自由党, 改進黨や右翼の三浦義一, 児玉誉士夫に献金をおこなった(同上, 340頁, 345頁, 346頁, 349頁)。衆議院特別行政監査委員会での中間報告によれば, 保全経済会の有給顧問として改進黨の中島弥団次, 駒井重次, 右派社会党の平野力三が名を連ねており, 平野は保全経済会所有のビルを使用していた(同上, 344頁)。1954年1月, 保全経済会幹部が詐欺容疑で逮捕され, 国会では政治献金問題が焦点として議論的となった。

1954年2月1日, 平野は衆議院行政監察特別委員会で証言した。証人喚問の前日, 社会党代議士の小林進は平野と2人だけで話をし, 「『明日は決して余計のことは言わないで下さい。先生の云い分は後日, 私が委員として十二分に論述し論破して, あなたの溜飲をさげますから, 明日は被召喚者として辞を低うし, 率直な最小限度の答弁に終始して下さい』と, くどくど私は依頼した」(小林進「いまでも残念でたまらぬこと」, 前掲『悲運の農相』23頁)。しかし, 証人喚問当日の社会党の中村高一議員の質問に答えて, 平野は献金の事を証言した。小林はその時の議場の変化を次のように描写している。「この論述が終ると自民党はいっせいに立ち上がり, 先生を罵倒するとともに社会党の左派もこれに同調してその場の空気は全く一変してしまった。そして『一番悪いのは平野だ, 平野こそ悪党の張本人だ』とわめき散らす声が国会の中に充満するようになった。そして旬日をまたず, 社会党はそれを待っていたように, 左派の主張通り平野先生を党から除名するに至ったのである」⁽³³⁾。この平野証言をめぐる国会での攻防について, 自由党幹事長であった佐藤栄作は日記に次のように書き記している。「1954年2月1日 平野(力三)君の証言は果然問題を引きおこ

⁽³³⁾ 前掲『悲運の農相』24頁。小林は次のようにも書いている。「たしかあの答弁をするに際しては, おそらく先生と中村高一氏の間に事前に打合わせがすんでいたのではないかと思う」(同上, 24頁)。ここに出てくる中村高一とは, 第3章, 第4章で言及した人物で, 平野とは農地制度改革同盟の活動を共にしており, 戦時下においても親しい友人であった。「事前に打合わせ」があったのかどうか, あったとすればどのような内容であったのか, 平野がどのような意図のもとにこの証言をしたのか, これらの解明は今後の検討課題である。

し、伊藤から3千万の金が広川に渡り、此の間の事情は池田、佐藤了承の上と云ふ。事実無根な問題を単にかかる噂ありとして委員会にて証言する政治家も政治家なら、これをそのままにききおく委員の不甲斐なさに驚きあきれる。」(伊藤隆監修『佐藤栄作日記』第1巻, 朝日新聞社, 1998年, 104頁)。1954年2月12日の日記には、平野が佐藤栄作に会見を申し込んだことが記されている。「増田君福島から電話し来りて、その内平野力三が小生に会見を申し込むとの事。迷惑な連絡なり」(同上, 111頁)。1955年2月に執行された第27回総選挙で、平野は落選した。1956年7月の第4回参議院議員選挙でも、全国区から立候補したが、落選した⁽³⁴⁾。

1956年時点での平野の政治信条を知る上で、「平野力三氏に反共、農村運動の体験を聞く」(『綜合文化』2巻7号, 1956年)は、「(要領筆記・文責は協会)」(同上, 70頁)となっているが、看過できないものである。まず、戦前以来一貫して共産主義批判と「日本人」としての独自の運動の必要性を提唱してきていると平野は述べている。「私は共産党謀略の恐るべきことは身を以て体験して知っている。私が大正15年以来反共農民運動の急先鋒であったためか、激しい集中攻撃を受けた。私は戦前及び戦後の2回の農民組合組織において、いつの間にかこれを乗り取られ、分裂する結果を体験した」(同上, 67頁)、「左翼全盛の只中に『われらは日本人なり』をスローガンとし『外国の奴隷化した社会運動精神に対し、日本人の魂を以て貫け』と叫んで『共産主義打倒』を旗印として日本農民党を結成しました」(同上, 66頁)。占領については、次のような見解を示した。「米国もポツダム、ヤルタの協定でソ連にだまされて、日本弱体化工作におどらされていた」(同上, 67頁)、「マッカーサーは軍人で完全に赤色勢力に利用され、就中GHQの中に潜入していた共産党員(これは名前まで明かである)によって不必要な追放、日本経済の破壊、官、教、警、労等に広範な赤色組織の展開を推進せしめる結果となった」(同上, 67頁)。その上で、「われわれの敵は、日共の背後にある国際共産勢力です」(同上, 67頁)と主張し、「全西欧諸国との連合」(同上, 68頁)を提唱した。その根底には、次のような現状認識があった。「現在の日本は国際政治勢力の闘争の場で、国内政治活動、日本国民の力だけでは国際共産党謀略に対抗するには不十分である。すなわち日共を相手にし得ても赤色謀略に対抗することは出来ない」(同上, 67頁)と。次に、農業政策においては、「山林原野開放開拓同盟のごときものを創設」(同上, 69頁)して「山林原野の開発利用」に取り組むこと(同上)や、「農地改革の徹底」を課題として掲げた。「なお50町歩の小作地が残存し、小作問題や地主団体の攻勢が残っているが、農地改革の徹底を期し、小作地解消自作農業改善の団体を新設して小作をなくする引導を推進しなくてはならない」(同上, 69頁)。そして、農民の「建設的創造的な情熱」の發揮による農業問題の解決という方向を提示した。「農業問題の解決は政府にあらざして農民自体が建設的創造的な情熱を發揮することが根本です。政府の補助金や、保護を頼りにし、自からはなにもし得ないような、迫力活動力が欠如しているなら、補助金が多ければ多い程、政府が指導すればする程、農村は衰微し、農業経済は崩壊するでしょう」(同

(34) この参議院議員選挙を前にした6月14日、平野は佐藤栄作に「選挙資金の世話」を申し込んでいる。「平野力三君が竹内君と共に来たが、選挙資金の世話なので小生には手におへぬので断った」(前掲『佐藤栄作日記』第1巻, 324頁)。何故、佐藤栄作に「選挙資金の世話」を申し込んだのかは不明である。今後の検討に委ねるしかない。

上, 69頁) と。さらに言葉を継いで, 平野は次のように述べている。「自発的な自治, 自営, 互助の精神に立脚して, 各個にまた協同して, 農業経営の改善, 創設を工夫する叡智の創造力を発揮することが中心とならねばなりません」(同上, 69-70頁)。

1958年の第28回総選挙で, 平野は落選した。この年, 日刊農業新聞を創刊し社長に就任した(『東京新聞』1980年10月1日。ドキュメント人と業績大事典編集委員会編集『ドキュメント 人と業績大事典』20巻, ナダ出版センター, 2001年, 104頁より)。1959年6月の第5回参議院議員選挙には, 出馬しなかった。1960年10月には, 農民組合史刊行会(代表 杉山元治郎)編『農民組合運動史』の発行者となり, 日刊農業新聞社から発行した。『農民組合運動史』付録163頁に掲載されている「発刊のことば」には, 「この出版を, 私の社長である日刊農業新聞社が担当することになったのは光栄に思う次第であります」と書かれている。1960年11月の第29回総選挙にも, 落選した。1962年7月の第6回参議院議員選挙には, 出馬しなかった。1963年の第30回総選挙には, 落選した。1965年7月の第7回参議院議員選挙には出馬しなかった。1967年1月8日の第31回総選挙でも落選した。これ以降, 選挙に出馬することはなかった。

1971年には『日本農業の新局面 兼業本命の道』(日刊農業新聞社)を, 翌年には前掲『農地改革闘争の歴史』(日刊農業新聞社)を刊行した。『日本農業の新局面 兼業本命の道』での提言は, 農政のあり方の基本に疑問を投げかけ, 新たな方向を提示せんとしたものであった。まず, 「農家戸数を減少させるといった物理的な手法を, 農政の中に裸で持ちこもうとする考え方は, わが国の農家と農村の風土になじむものではない」(同上, 3頁)と批判した。さらに, 「農家が農業以外の兼業にたよることを農業のスクラップ化だと称するものや, 兼業農家の保有する農地を専業農家の規模拡大にふりむけようとする考え方」(同上, 1頁)を批判し, 「兼業農家の積極的な評価」(同上, 2頁)を打ち出した。そのうえで, 新たな方向として, 平野は「兼業農家も専業農家も混然一体となって農業生産を行ない, 生活する農村をこそ建設する方策があつてしかるべきではなかろうか」(同上, 3頁)との提言をおこなった。「専業農家と兼業農家の共存」(同上, 111頁)を可能にするのは, 「農村のなかの“むら”」であるとみなした。「農村の中にあつては, 大字, または小字を中心とした講, 組合, 寄合などで結合された“むら”が成りたっている。むらは生産の組織集団であり生活の組織集団である」(同上)。「わが国の農村の民主化と近代化のためには“むら”のもつ封建制と閉鎖性をたちきらなくてはならないとする議論が長く続いたが, 生活共同体としての組織は農業生産を行ううえで新たな形として強力なものへと転化しうるものであろう」(同上, 113頁)。これらを踏まえて, 次のように平野は提案した。「専業農家と兼業農家が共同生活体としての“むら”の中で共存共栄をはかり, そこを生産の拠点として, “むら”に新しい機能を課した, 共同生産組織, 共同生活組織とすることによって, 兼業農家と専業農家が繁栄する方法を講ずることである」(同上, 114頁)と。一方, 農村への工業の導入については, 「農家の労働力を吸収して, 工業の側の生産体制の確立をはかろうとする都市から農村への侵略として計画されていると見られる」(同上, 3頁)との立場から, 企業進出について「緑と太陽とが農村にそのまま残り, 農業が営まれる環境が継続されなければ, それは農村への工業導入ではなく農村の工場化なのである」(同上, 128頁)との視点から, 「農工両全」のための「力の均衡」が必要であると考へていた。「企業の農村への進出の目的と企業自体の計算は農村の側にとって決して甘い水ではない。資本主義の利

潤追求の手段にすぎない工場の農村への分散が、農業の救世主であろうはずがない。それを調節しようとする考えが農工商全であろう。だから、そこには力の均衡が必要なのである」(同上, 127頁)。その「均衡」を守るための要件として、「地域住民の納得をえられたもの、工業が農地利用を阻害しない、公害をもたらさない」等を掲げた(同上, 128頁)。さらに、「もう1つ必ずつけ加えなくてはならないことは農業の側で町村面積の一定以上は絶対に工業用地等としないことである」(同上)。こうした農村を経営していく上で、平野は自治体行政のあり方が重要であることを指摘した。「農村経営、すなわち農業を主な産業とした自治体市町村の経営は農民(地域住民)の福祉の向上のために、日常生活に各種のサービスを提供し、住みよい、豊かな地域社会を建設することである」(同上, 119頁)、「市町村が農業振興計画を樹てたうえで、市町村の経営にあたるのが、農村計画の第一義であるといえるのである」(同上, 125頁)と。

1980年10月1日現在、日刊農業新聞社長であった(前掲『ドキュメント 人と業績大事典』20巻, 104頁)。1980年の冬には自宅焼失、入院という事態に見舞われ、1981年12月17日に死去した⁽³⁵⁾。

おわりに

本稿は以下の3点を明らかにした。

1つは、平野の小作地国有論と農地改革との関わりである。農民運動における合法活動の重要性を説く平野は、地主の土地私有の撤廃につながる具体的提案として小作地国有論を提起した。その小作地国有論は、革命の成功の暁に展開されるとみなされていた従来の国有論とは異なり、政治体制の変更なしの国有論であった。この小作地国有論の実現可能性については、地主の抵抗と共に、財政上の問題もあろう。しかし、こうした提案が農民運動指導者の側から提起されていたことに注目したい。従来の研究は、農地改革の歴史的前提を探る際にも、農林官僚の対応のみに限定された議論が多く、農民運動当事者の議論は看過されてきた。平野の戦時下における土地国有論は、戦後の農地改革の先駆けをなすものであった。戦後の片山内閣の農相の時期には農地改革の推進をその施策の中心にすえて活動し、公職追放解除後も農地改革の進展を唱え、共産主義を批判しつつ農村民主化と農民生活の安定のための活動を展開した。

2つめは、「右派」と評された平野が戦後の農民組合結成、社会党創立において中心的役割を果たし農相に就任し得たのは、平野の戦時下の行動と人的関係に由来していたことである。まず、小作地の国有化を掲げて、農地制度改革のための大衆的な運動の展開を模索していた。小作地国有を掲げた農地制度改革同盟の主事兼会計として活動の中枢に位置し、三宅正一の解散説を批判して同盟の存続を主張した。三宅が去った後は、須永好、野溝勝らとともに同盟の活動を牽引し、農地国家管理法案の上程、成立に向けての大衆的な活動を組織した。翼賛選挙における非推薦での当選は、その支持基盤が強固なことを示した。次に、農地制度改革同盟の解散後も須永好や野溝勝との結び

⁽³⁵⁾ 「昨年の冬は自宅を焼失され、ついでご入院と承たまわり、又々御静養の意味と存じ上げていたのに、この度の訃報不帰の客となられたこと残念でなりません」(元検察官馬屋原成男「平野力三先生の追放裁判」, 前掲『悲運の農相』62-63頁)。死去日については、前掲『ドキュメント 人と業績大事典』20巻, 104頁より。

つきを継続していた。さらに、帝国議会では西尾末広、水谷長三郎と共同歩調をとっていた。こうした戦時下の行動と人的関係が、戦後の平野の活動の基盤となった。

3つめとして、日本国憲法の下での首相による大臣罷免の最初の事例である平野農相罷免と平野の公職追放決定は、極めて異例な形でなされた。平野は社会党創設者の1人であり、選挙対策の責任者として社会党第一党を実現する上で大きな役割を果たし、農相として当該時期の最大の政治課題である食糧難に対処する部署を指導した政治家である。そうした平野に、各方面からの集中砲火が浴びせられたのである。GHQ内部のGSから、政権内部のかつての僚友である西尾から、第一党社会党の「左派」から、そして農民運動の指導をめぐる共産党からも、批判の対象とされた。そのように各勢力からの批判が平野に集中するという条件の下で、極めて異例な形で農相罷免、公職追放が強行された。これに対して、平野は裁判闘争を展開し占領行政と鋭く対立した。

これら3点からは、「右派」指導者平野力三について次のような像が提起されることとなった。平野は一貫して共産主義批判の立場に立って農民の生活の安定と権利の拡大のために地主と非妥協的に闘い農民運動に真剣に取り組んだ農民運動指導者であり、日本の実情に即した合法活動の重要性を説き農村での土地制度改革を主張した政治家であり、農相罷免・公職追放に対して裁判闘争を展開し占領行政と対抗した人物であった。

農民運動においては、農民の生活の安定と権利の拡大のために地主と非妥協的に闘い農民運動に真剣に取り組んでいた「右派」も存在していた。戦時下において小作地国有論を掲げて議会で活動し農地制度改革同盟の指導者であり戦後は農地改革を推進した平野はそうした「右派」を代表する1人であった。共産主義批判の立場に立っていたが故に「右派」と評されるが、農民の生活の安定と権利の拡大のために地主と非妥協的に闘うという点では、「左派」や「中間派」と変わるところはなかったのである。

権力と癒着した運動家であり社会運動分裂の仕掛け人という従来の平野像は、平野の活動実態の分析を踏まえて構築された像ではないと言わざるを得ないものであり、再検討されねばならないであろう⁽³⁶⁾。

（よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

⁽³⁶⁾ その再検討の際には、平野の政治活動を支えた資金源の解明や、結婚・家庭生活と政治活動との関わりを分析することも必要となろう。